

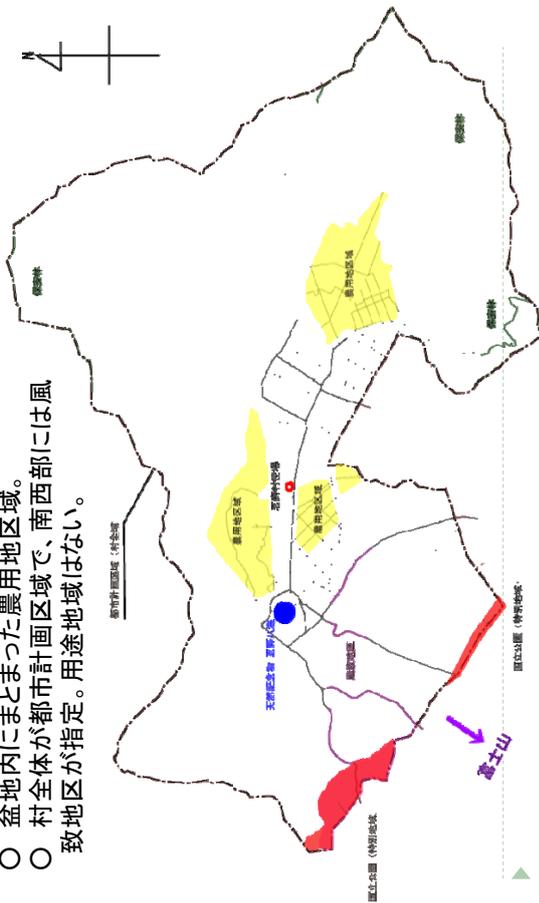


富士山と湧水の織りなす風景を 継承するため

忍野村

(3) 法規制等

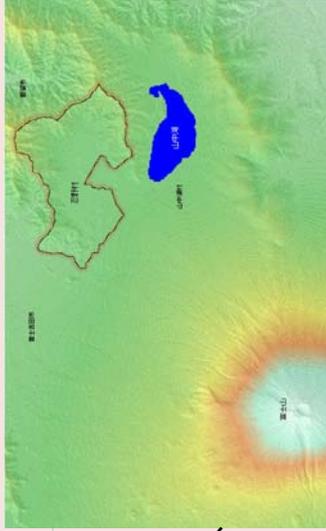
- 村南西端は国立公園・特別地域、東部の山林は保安林が点在。
- 盆地内にまとまった農用地区域。
- 村全体が都市計画区域で、南西部には風致地区が指定。用途地域はない。



忍野村の概要

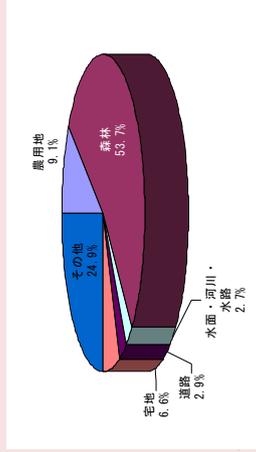
(1) 位置等

- 忍野村は山梨県の南東部、富士山の北麓に位置。
- 南西に富士山、東に石割山、北に杓子山、南に大平山の山岳に囲まれ、西は富士山麓の裾野が広がり、中心部は標高940mの盆地状の地形。



(2) 土地利用

土地利用は、森林53.7%と過半数、農用地9.1%、宅地6.6%。



(4) 歴史・文化

- 村内には7ヶ所の縄文遺跡。
- 明治以前は水稻栽培もできず、人々はアワやヒエなどの雑穀栽培。女性は養蚕と機織り、男性は馬の背中に荷物を積んで運ぶ「駄賃馬稼ぎ」が仕事。明治以降は屋根職人として近県へ出かける人が多かった。

《忍野八海と富士講》

古来人々は、富士山を多様な信仰の場として崇拝。富士山を信仰する集団に富士講があり、富士講行者には登山にあたって八海巡りをする修法があった。



②茅葺き替え

○3万円/坪
上限300万円



③生け垣

- 植栽本数や樹高を規定
- イチイ・マサキ・ヒバ、ハナミズ等の樹種を指定。
- 補助率2/3 限度10万



富士山世界文化遺産登録へ 向けた動きと 景観法の活用



富士山世界文化遺産登録に向け組みみに着手
(平成17年)

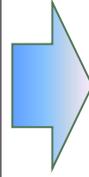
+

街なみ環境整備事業(国交省補助)に着手
(平成18年度忍野八海地区)

+

景観法の活用

- 平成16年 景観法の制定で国も美しく風格のある国土形成に舵切り。
- 地方自治体の計画や条例等に、実効性・法的強制力を付与。



忍野村まるごと庭園条例の
ブラッシュアップ

平成23年9月

景観法に基づく**景観計画**の策定

景観計画を策定するため

- 景観資源等の再調査
- 世界遺産の価値基準を目標
- 「忍野八海」文化財として保存管理
- 住民視点

「この景観が好きで住んでいる！」

「忍野八海の賑わいのために長年努力してきた！」



策定委員会では、県内外の学識経験者、団体代表をはじめ、**利害関係ある事業者等も参加し**、様々な視点で検討。

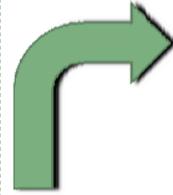
湧池



水車

こんなに変わった！
でも、自然のままでも何もしないことが
あるわけではないし…
行政としては、村民の生業や生活の
糧があり、活カもあって、はじめて景
観という財産を活かすことも残すこと
もできると考えます。

鏡池

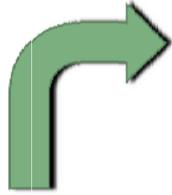


菖蒲池

良い景観



銚子池



景観に配慮が必要なもの



景観形成の目標

目標1 水と緑が美しい、魅力あふれる景観づくり

目標2 いつもでも人の心を引きつける景観づくり

実現のために

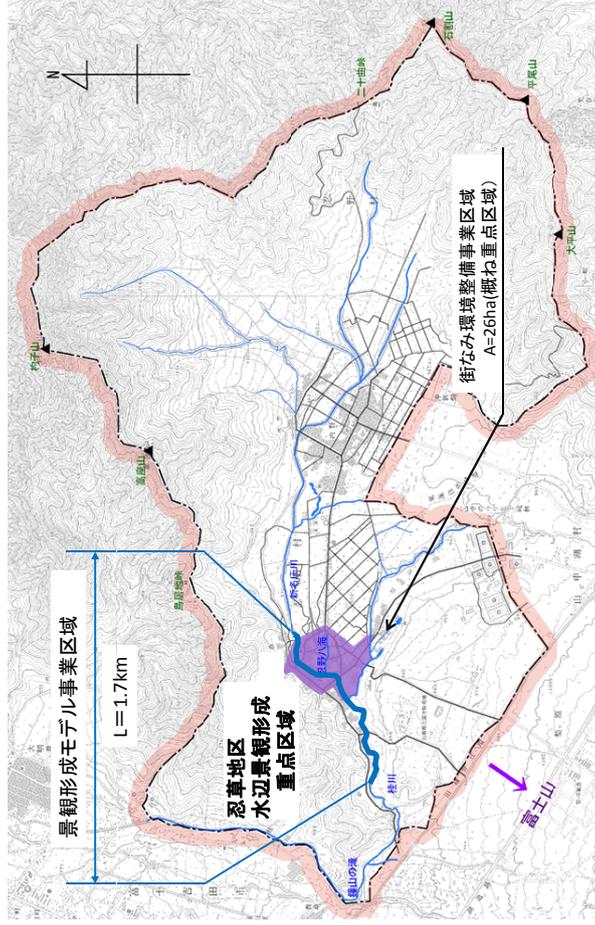
行政・住民・事業者の基本的役割を具体的な方策として短中長期に分けて掲げている。

景観形成の基本方針

- ① 富士山の眺望の確保
- ② 自然環境との調和
- ③ 固有の風土や歴史・文化の尊重
- ④ 忍野村固有の景観の創出
- ⑤ 分かりやすく利用しやすい景観形成
- ⑥ 一丸となった景観形成

- 河川・湧水の水質改善
- 湧水量の確保
- 歴史、文化の記録、伝承
- 良好な景観づくり
- 河川環境の整備
- 天然記念物忍野八海の周知

忍草地区 水辺景観形成 重点区域



重点区域における具体的な施策

- 住民
 - 建物の建替え時は改正基準で誘導
 - 景観阻害物件の除却
 - 売店等の修景
 - 生活排水の直接排水を下水道等へ
- 行政
 - 公共施設の修景
 - 街なみや眺望を阻害する電柱の地中化
 - 道路舗装の修景
 - 新名庄川・桂川沿いの遊歩道整備
 - 地下水の取水制限

建築物を改正景観形成基準で誘導

改正基準では、建築面積10㎡を超える家屋などを新築する場合等は、外壁の色は白、黄土色、茶色系統とし、屋根の形状は周辺と調和させ、色はこげ茶色のような落ち着いた色とするよう定めた。

重点区域では、建物高さを10m以下とし、かやぶき民家等の周辺に建築する場合は、屋根と外壁は共通性のある色彩を基調とすることとした。



自動販売機の修景



売店等を自然景観と調和し、
歴史を感じさせる意匠に変更



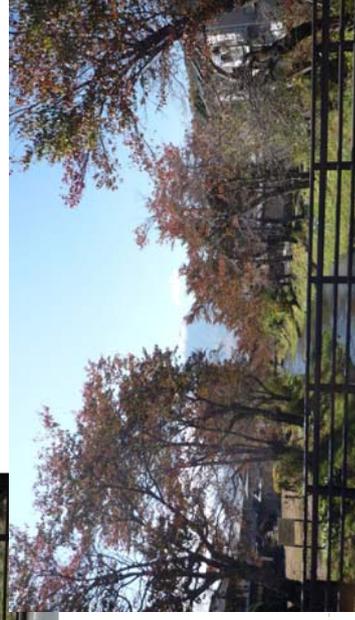
橋梁の修景



眺望を阻害する電柱の地中化



眺望を阻害する電線の除却



道路舗装の修景と電線類の地中化①



道路舗装の修景②



地下水保全条例の制定

平成23年9月、水辺景観の根源である地下水を保全及び地盤沈下を防ぐため、販売を目的にした地下水の新たな採取を原則禁止する条例を独自に制定。



条例は、地下水をペットボトルやタンクローリー等で村外に搬出して売ることを禁じた。
第1条には「地下水の採取に必要な規制を行い、地域住民の恒久的な生活用水を確保」などと記載し、**村外での商業目的よりも村民生活を重視した。**

Q: 忍野村の風景とは？

A: 最期の言葉は「富士山をみたいなあ」だったという。
1972年に死去した写真家の岡田紅陽。今年は没後40年になる。

生涯10万枚以上の富士山写真を撮ったといわれる第一人者が数多く残した、麓からの富士山の写真。忍野富士もそう。「忍野は紅陽が特に愛した地。何回足を運んだかわからない」と、妻ち糸子さんがかつて話していた。(山梨日々新聞「風林火山」抜粋)

多くの人々に愛され続ける忍野村の風景は先人達が懸命に生活する中で、守り育んできたものです。現在に生きる我々が、愛着と誇りを持って後世に継承していく。それが忍野村の風景です。